



## 特定健診と後期高齢者健診のご案内

4月1日から特定健診と後期高齢者健診が始まります。4月1日から5月31日までは保険証での受診ができます。また、対象者の方には、5月下旬に受診券を発送予定です。発送後は、保険証による受診はできませんのでご注意ください。

### ●対象者：

特定健診：40歳から74歳までの西都市国民健康保険加入者  
※健診日に、西都市国保に加入していることが必須  
後期高齢者健診：後期高齢者医療制度の加入者

### ●料金：無料（年度内1回）

### ◀個別健診実施機関▶ ※各医療機関に直接ご予約ください。

上野医院	44-5100
宇和田胃腸内科	42-0111
大塚病院	43-0016
久保循環器内科医院	32-0373
黒木胃腸科医院	43-1304
児玉内科クリニック	43-1777
西都児湯医療センター	42-1113
佐藤クリニック	43-5309
三財病院	44-5221
すぎお医院	41-1177
鶴田病院	42-3711
富田医院	43-0178
東米良診療所	46-2335

### 【注意事項】

※40～74歳の西都市国保の方は、個別健診、集団健診、西都市国保が実施する簡易人間ドックのうち、いずれか1つしか受診できません。

（文書取扱：健康管理課 国保高齢者医療係 43-0378）

## 病児・病後児保育を始めます

4月15日から病児・病後児保育事業「ぬくもり」を中妻地区（現レインボーパーク）で開始します。

この事業は、お子さんの病気やケガ、その後の回復期にあたり、安静の確保などから集団生活が困難な乳幼児と児童を保育士や看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保護者の就労と子育ての両立を支援する事業です。

### ○利用できる方

おおむね1歳以上から小学校3年生までのお子さん

### ○利用可能時間

月～金：午前8時45分～午後5時

土（第1・第4）：午前8時45分～午後4時

※日曜、祝日、年末年始および施設指定の休日は除く。

### ○利用料金

利用時間に関わらず1日2,000円

※ただし、市内に住所がある方は県と市の助成により無償。給食を希望する場合のみ実費負担。お子さんが食べやすいもの（ゼリーなど）やお弁当の持参は可能です。

### ○利用方法

事前に利用登録書を提出してください。利用の際には申請書と医師連絡票の提出が必要です。書類は「ぬくもり」または「あいいく幼稚園」に直接取りに来ていただくか、下の二次元コードの「あいいく幼稚園」ホームページからダウンロードしてください。

### ○利用申し込み先（受付時間：午前8時30分～午後5時）

学校法人西都学園

幼保連携型認定こども園あいいく幼稚園

住所：西都市大字妻909-15 TEL：43-1163

※「ぬくもり」受付・予約専用：090-4586-1163



4/1からダウンロードできます

（文書取扱：福祉事務所）

## 重度障害者タクシー料金助成事業について

タクシー利用券を4月1日から交付します

### 【対象者】

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受け、1級または2級の障がいに該当する方
- ②療育手帳のAの交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※障がいを理由に自動車税の減免を受けている方（軽自動車税は可）、または施設に入所中の方は該当しません。

### 【助成額など】

タクシー利用券24枚（4月申請のとき）

\* 1枚につき小型タクシー基本料金の額が助成となります。

\* 申請月により交付枚数（1カ月あたり2枚）が変わります。

\* 出発地または到着地のどちらかが市内の場合のみ使用できます。

### 【申込先】

手帳と印鑑をご持参のうえ、福祉事務所 障害福祉係にて申請してください。代理人の方でも申請できます。

### 【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 電話：43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 身体障がい者手帳などをお持ちの方へ 自動車税（種別割）の減免について

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税され、令和6年度の納期限は5月31日（金）となっています。

身体障がい者などの方のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合、5月31日（金）までに申請すれば、自動車税（種別割）が減免されます。

以下の場所で身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問合せください。

場所：宮崎県高鍋県税・総務事務所

期日：4月1日（月）～5月31日（金）の平日

時間：午前8時30分～午後5時15分

場所：宮崎県西都総合庁舎 県税窓口

期日：5月17日（金）

時間：午前9時10分～12時、午後1時～4時

**※身体障がい者等減免は、5月31日（金）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。**

### 【問合せ先】

高鍋県税・総務事務所 電話：23-0213

西都総合庁舎県税窓口 電話：43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 軽自動車税（種別割）の減免について

令和6年度軽自動車税（種別割）の減免申請について、以下のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、**令和4年度～令和5年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。**

### 1. 必要書類

提出期限：5月31日（金）

#### 【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税（種別割）減免申請書（税務課もしくはホームページにあります） ②納税義務者の**個人番号が分かる証明書（マイナンバーカードなど）**  
③運転免許証 ④自動車検査証（車検があるもの） ⑤納税通知書（4月末日発送）  
⑥障がいを証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳） [次ページ別表参照]

#### 【生計同一者が運転する場合】 ※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族（配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内）

- ①～⑥、⑦通院・通学・生業などの証明書（病院・学校・事業所などが証明するもの）

#### 【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑥、⑧福祉事務所の交付する「軽自動車税（種別割）等に係る常時介護証明書」

※常時介護する者…障がい者などのみで構成される世帯において、通院・通学などのために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

### 2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの（営業用は不可）

- (2) **所有者の名義が障がい者本人であること**（以下の①②を除きます）

- ①所有者の名義が生計同一者でよい場合※障がい者が18歳未満（4月1日）の場合

※障がい者が療育手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合

- ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売などで自動車販売会社などが所有権を留保している場合

- (3) 障がい者本人が運転者であること（以下の①②を除きます）

- ①生計同一者が運転者でよい場合

※障がい者の半年（申請の日以降6カ月）以上を見込む通院・通学（通所）・生業などのために週1回以上使用していること

- ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学（通所）・生業などのために週3回以上使用していること

- (4) 自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割（県税）を含め、**障がい者1人につき1台のみ**

※自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割にも同様の減免措置があるので、高鍋県税事務所（23-0213）へお尋ねください。

**ただし、自動車税種別割と軽自動車税（種別割）とで減免を重複して受けることはできません。**

### 3. その他の減免制度（詳しくはお問合せください）

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車など
- ・その構造がもっぱら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

<次ページに続く>

**[別表]減免の対象となる障がい者**

**◎身体障害者手帳の交付を受けている人**

障害の区分		障害の級別	
		本人運転	生計同一者運転または常時介護者運転
視覚障害		1級～3級および4級の1	
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)		1級、2級の1、2級の2および2級(両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る)	
下肢不自由(下肢機能障害)		1級～6級	1級、2級および3級の1
体幹不自由(体幹機能障害)		1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級(両上肢に障がいがある者に限る)	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級および3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害		1級～3級	
併合障害		1級～4級	1級～3級

**◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人**

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転または常時介護者運転
精神障害	障害の等級 1級	

**◎戦傷病者手帳の交付を受けている人**

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転または常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由(下肢機能障害)	特別項症～第6項症および第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由(体幹機能障害)	特別項症～第6項症および第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害	特別項症～第3項症	

**◎療育手帳の交付を受けている人**

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転または常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1およびB2を含む)

(文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

## 特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

### 【特別障害者手当】

特別障害者手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

支給対象者は、おおむね重度の障がいを2つ以上有する方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所などに継続して3か月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

### 【障害児福祉手当】

障害児福祉手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、おおむね身体障害者手帳1、2級程度または知的障がい者で知能指数（IQ）20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②障害児入所施設などに入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

### 【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 電話：43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当は、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父母または父母に代わり、その障がい児を養育している方に支給されます。詳しくは以下までお問合せください。

### ◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1、2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（IQ）35以下の程度（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

### ◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3、4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（IQ）35～50程度（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

### ◆障がいがあっても支給されない場合があります。

- ①児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ②児童が公的年金を受けているとき
- ③父母などの所得が一定の額を超えるとき
- ④障がいの程度によって非該当である判断されたとき

### ◆問合せ先

福祉事務所 障害福祉係 電話：43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

事業承継をご検討されている皆さまへ  
**西都市事業承継支援事業補助金のご案内**

市では、事業承継やM&A（第三者承継）を予定されている方に対して、補助金を交付します。

1. 補助対象者の要件

- (1) **令和7年2月末日まで**に、市が指定する支援機関（宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、日本政策金融公庫宮崎支店など）からの支援を受けたうえで、事業承継に係る業務を専門事業者（弁護士、税理士、中小企業診断士）などに委託すること。
  - (2) 個人の場合 市内で事業を営む中小企業者であること。
  - (3) 法人の場合 市内に主たる事務所を設置し、かつ、市内で事業を営む中小企業者であること。
  - (4) 事業承継後も引き続き市内で事業を営むものであること。
  - (5) 市税の滞納がないこと。
- ※その他詳しい要件などは、商工観光課へお問合せください。

2. 補助対象経費

事業承継に必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用など（経費の総額が30万円未満の場合は対象外）

3. 補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助限度額 50万円

4. 問い合わせ先 商工観光課 まちづくり振興係  
電話：32-1011

（文書取扱：商工観光課）

**西都市住宅改修支援事業補助金のご案内**

市内にお住まいの方または市内へ転入する予定の方が住宅の工事を依頼した場合に、西都商工会議所ギフト券を交付します。**ただし、着工前の申請が補助対象の要件ですのでご注意ください。**

この事業に関する申請書様式およびチラシは市ホームページからダウンロードできます。また、商工観光課の窓口においても配布しています。

**詳細は下の二次元コード**の市ホームページをご確認ください。

- 交付申請受付・問合せ先  
商工観光課 産業振興係 電話：43-3421



（文書取扱：商工観光課）

**下水道使用料に関わる  
井戸水使用世帯の人数変更について**

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、井戸水使用（井戸水のみ使用、または上水道と井戸水を併用して使用）の世帯については、下水道使用料の認定を届出のあった世帯人数により算定しています。

出生や死亡、入院や就学による長期不在などで実際の世帯人数に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。

また、新しく井戸を設置された場合、井戸を廃止された場合も必ず届出が必要となります。

不明な点は、上下水道課 下水道工務係（43-1326）までご連絡ください。

（文書取扱：上下水道課 下水道工務係）

## 木造住宅 1 棟・木造倉庫 6 棟を販売します

宮崎県立産業技術専門校の木造建築科の専門校生が実習で建築した木造住宅 1 棟と木造倉庫 6 棟（住宅・倉庫全て骨組みのみ）を以下のとおり販売します。

### ■販売価格

- ①木造住宅（延べ面積113.72㎡）：573,443円
- ②木造倉庫（延べ面積9.72㎡：切妻）4棟：1棟あたり46,619円
- ③木造倉庫（高鍋校製作・延べ面積9.94㎡：切妻）1棟：61,734円
- ④木造倉庫（高鍋校製作・延べ面積9.94㎡：片流れ）1棟：62,716円

### ■販売条件

#### ○解体・運搬（搬出）を5月27日（月）までに行える方。

- 解体・運搬・建築などに伴う手続は、すべて購入者で行ってください。
- 販売など営利を目的とした申込みはできません。
- 販売する木造住宅は、展示現状渡しです。ただし、設備機器、扉、サッシ、基礎を除きます。
- 販売する木造倉庫は、骨組みのみです。ただし③④の木造倉庫は、高鍋校にて受け取り・運搬（搬出）を行うこととなります。

### ■申込期間

4月15日（月）から5月8日（水）まで

※土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

### ■申込方法

○宮崎県立産業技術専門校（西都市）に備え付けの申込票に記入してください。

※木造住宅の申込者が2人以上の場合 5月13日（月）午後2時から  
木造倉庫の申込者が7人以上の場合 5月13日（月）午後3時から  
それぞれ抽選を行います。

■問合せ先 宮崎県立産業技術専門校 管理課 電話：42-6501  
西都市大字右松362-1

※見学できる日時：平日の午前9時から午後4時まで（住宅のみ）

（文書取扱：商工観光課）

## 高齢者運転免許証返納メリット制度について

西都市交通安全都市推進協議会では、運転に不安を持つ高齢者が、運転免許証を返納しやすい環境を整備し、事故防止を図るため、高齢者運転免許証返納メリット制度を推進しています。

4月1日から以下のとおりに変更となりますので、ご確認ください。

### ○対象となる方

市内に居住し、運転免許証を自主的に返納される65歳以上の方で、免許返納後1カ月以内に申請される方。

### ○制度の内容

#### 以下の①、②のどちらかの選択となります。

- ① 西都商工会議所ギフト券2万円分  
ギフト券は西都市内のタクシー会社（乗車時）や商店街などで使用できます。
- ② 運転経歴証明書交付手数料1,100円の助成  
運転経歴証明書は運転免許証に代わる身分証明書として使えます。

### ○必要書類など

高齢者運転免許証返納メリット制度申請書、運転免許証の写し、運転免許の取消通知書、印鑑となります。西都警察署以外で免許返納をされた方は生活環境課で申請書をお渡しします。

### ○提出先

西都市交通安全都市推進協議会事務局  
（市役所本庁舎2階 生活環境課） 電話：43-1589

（文書取扱：生活環境課）



## 各支所で

### マイナンバーカード新規申請受付ができます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。新規申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1カ月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020
- 穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111
- 都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111
- 東米良支所：49-3031

#### 【休日申請・交付】

平日に都合がつかない方は、事前予約により市民課窓口で申請できます。各支所では、休日申請は行っていません。

期日：4月28日(日)、5月26日(日)、6月23日(日)、  
7月28日(日)、8月25日(日)、9月29日(日)、  
10月27日(日)、11月24日(日)、12月15日(日)

時間：午前9時～午後3時

#### 【マイナンバーカード有効期限通知書（青色の封筒）】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。

有効期限通知書（青色の封筒）が届いた方は、電話予約をしてからマイナンバーカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。なお、三財郵便局でも更新および暗証番号の設定などができます。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字  
利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

※マイナンバーに関する手続きは事前に電話予約が必要です。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

**予約・問合せ：市民課 戸籍住民係（35-3020）**

（文書取扱：市民課）

## 国民年金保険料の

### 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**<所得のめやす> 128万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}**

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課 年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら

高鍋年金事務所 23-5111

または

市民課 年金係 43-1221 にお尋ねください。

（文書取扱：市民課）

## ジュニア・リーダークラブ「夢民」で 一緒に活動してみませんか

西都市ジュニア・リーダークラブ「夢民（むーみん）」では、子ども会のお手伝いやボランティア活動をはじめとする各種活動に取り組んでいます。

新中学1年生～高校3年生で、さまざまな体験がしたい君を、夢民はお待ちしております。

### 【主な活動（令和5年度）】

チャレンジ・サマーキャンプ、クリスマス会の企画・運営、各種イベントのボランティアスタッフ（西都古墳まつり、都於郡城址まつり）、出張子ども会（市内育成会向け）、他市町村ジュニア・リーダーとのレクリエーション交流会 など

### 【活動日】

定例会：毎月第3日曜日 各種活動：随時

### 【入会条件】

市内在住もしくは本市出身の中学1年生～高校3年生

### 【年会費】

2,000円

### 【申込締切】

随時

### 【問合せ先】

教育委員会 社会教育課 電話：35-3009

（文書取扱：社会教育課）

## テゲバジャーロ宮崎ホーム戦

本市がホームタウンであるJリーグチーム、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦が以下の日程で行われます。今季は、**中学生以下は観戦無料**です。ぜひスタジアムまで足をお運びください！

節	試合日	開始時間	対戦相手
第8節	4月6日(土)	14:00	奈良クラブ
第9節	4月10日(水)	19:00	FC今治
第11節	4月27日(土)	14:00	SC相模原
第13節	5月6日(月)	14:00	AC長野パルセイロ

試合会場：いちご宮崎新富サッカー場（新富町三納代1586）

チケットの購入方法

**前売券**（試合日の2週間前、ファンクラブ会員は3週間前に販売開始）

◇Jリーグチケット（右の二次元コード）

**アクセスはこちら**

◇オフィシャルショップ

宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ3階

◇新富町チャレンジショップ

新富町三納代1765-1

※要事前連絡（32-1525）

◇宮崎山形屋プレイガイド

宮崎市橋通東3-4-12 本館5階

◇宮崎大学書籍購買店

宮崎市学園木花台1-1 330記念交流会館



**当日券**

◇スタジアムにて購入（数に限りがございます）

（文書取扱：スポーツ振興課）

## オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の方とその家族、地域の方や専門職など誰もが「認知症」というキーワードのもとに集まれる「集いの場」です。

今月は、「オレンジの花プロジェクト」として、サンパティオの苗をプランターに植える予定です。

もの忘れて悩んでいる方、認知症と診断されて不安を感じている方やご家族、認知症に関心のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしています。

【開催日】4月25日（木）午後1時30分～3時

【場所】生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【対象者】市内在住で認知症の方やその家族、認知症に関心のある方

【内容】「オレンジの花プロジェクト」サンパティオの苗植えなど

【持参物】移植ゴテ（小さいスコップ）があれば持参してください。

【参加費】無料

【申込先】

北地区地域包括支援センター（担当：小牧真由美）32-9595

南地区地域包括支援センター（担当：小牧朋子）41-0511

※ 参加希望の方は電話にてお申し込みください。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

## 第29回宮崎国際音楽祭【西都公演】 フェニックス・シーガイア・リゾート プレゼンツ 三浦文彰の「リクエスト・コンサート」

世界を舞台に活躍するヴァイオリニスト・三浦文彰によるリクエストコンサート。事前に募集したリクエストを織り交ぜたプログラムの中から、演奏する曲を会場の皆さまと決めていく客席参加型の心躍るコンサート。

7つの国際コンサートを制覇したピアニスト・高木竜馬と司会に人気アナウンサー弘中綾香を迎え、同世代3人でお送りします。

ぜひこの機会に上質な音楽をお楽しみください！

【日時】5月3日（金・祝）開場：午後2時15分 開演：午後3時

【料金】全席自由 一般 3,000円

U25割（鑑賞時25歳以下）1,500円

※未就学児の入場はご遠慮ください

※当日券が出る場合は500円増し

【出演者】三浦文彰（Vn.）、高木竜馬（Pf.）、弘中綾香（司会）

【会場】市民会館

【主催】市民会館、宮崎県、宮崎県立芸術劇場

【プレイガイド】市民会館

メディキット県民文化センター チケットセンター

【問合せ】市民会館 電話：43-5048

※月曜休館（祝日の場合は翌火曜）

※リクエストの募集は終了しています。ご了承ください。



詳細や追加情報についてはこちらから

（文書取扱：社会教育課）

市働く婦人の家主催

## 「はじめての手話」講座

初心者向けの手話講座です。あいさつや自分の名前を覚え、日常会話の初歩や手話歌を楽しみましょう。脳トレにもなりますよ。みんなで手話でおしゃべりしませんか。

- 【開 講 日】 5月8日(水) 毎週水曜日  
午後1時～3時(全20回)
- 【場 所】 市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
- 【条 件】 市内に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】 友の会費300円(初回のみ)  
テキスト代500円
- 【持 参 品】 筆記用具・水分補給用の飲料水
- 【定 員】 12人(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

## ◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申し込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
- ※必要事項…①講座名「はじめての手話」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで  
土 曜 午前9時30分～午後4時まで  
(日曜・祝日は休館)
- 受付期間 4月1日(月)～26日(金)
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。
- 問合せ先 西都市働く婦人の家  
TEL: 32-6300 FAX: 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

市働く婦人の家主催

## 「はじめてのパンづくり」講座

パンは作ったことがないという方でもお家で簡単に作ることができる、初心者向けのパン作り講座です。パンの香りは幸せの香り♪ パン作りの面白さを感じながら楽しく作りましょう。

- 【開 講 日】 5月13日(月) 毎月第2月曜日  
午後1時～4時(全12回)
- 【場 所】 市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
- 【条 件】 市内に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】 友の会費300円(初回のみ)・材料費実費負担
- 【持 参 品】 エプロン・三角巾・手拭き用ハンドタオル  
完成したパンの入れ物
- 【定 員】 6人(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

## ◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申し込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
- ※必要事項…①講座名「はじめてのパンづくり」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで  
土 曜 午前9時30分～午後4時まで  
(日曜・祝日は休館)
- 受付期間 4月1日(月)～26日(金)
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。
- 問合せ先 西都市働く婦人の家  
TEL: 32-6300 FAX: 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

## 手話奉仕員養成講座

手話を通じて聴覚に障がいのある人との交流をはかり、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。

あなたも一緒に手話をしてみませんか。

- 【日 程】 毎週火曜日 午後7時30分～9時30分  
(5月14日～令和7年3月18日)
- 【場 所】 妻地区館 (図書館隣の旧市公民館)
- 【開 講 日】 5月14日 (火) 午後7時30分
- 【必要なもの】 筆記用具・年間受講費用 6,000円程度  
(受講費用) ①テキスト資料代 4,000円程度  
②県聴障協ニュース購読 2,000円程度
- 【申 込 先】 福祉事務所 障害福祉係
- 【受 付】 4月1日 (月)～5月2日 (木)  
平日 (月～金曜日)  
午前8時30分～午後5時15分

※詳しくは、障害福祉係までお問合せください。

○問合せ：福祉事務所 障害福祉係 電話：43-1206

(文書取扱：福祉事務所)

## 西都市出身の福岡在住者の情報を 募集しています

「福岡西都会」とは、福岡県とその近郊に在住の本市出身者や縁故者により結成された会で、会員相互の親睦を深めるとともに、郷土の発展に寄与することを目的に活動されています。

本市では、福岡市において「ふるさと西都を応援する会 (仮称)」を福岡西都会の総会・懇親会と併せて開催を予定しています。

今年は6月8日 (土) に開催予定ですが、より多くの方の参加をいただくため、本市出身の福岡在住者の情報を募集しています。市民の皆さまのご家族、ご親戚、お知り合いなどで福岡在住の方がいらっしゃいましたら以下まで情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお、お寄せいただいた情報は、「福岡西都会」のご案内のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

### 【情報提供先・問合せ先】

福岡在住者の住所、氏名を電話、FAX、メールにてお寄せください。

総合政策課 TEL：32-1000

FAX：43-2067

メール：kikaku@city.saito.lg.jp

※メールで連絡の場合、件名に「福岡西都会」と記載ください。

※市からご連絡を差し上げることとなりますので、できる限りご本人の了解を得ていただきますようお願いいたします。

(文書取扱：総合政策課)

## 「パソコン・販売基礎科」 公共職業訓練生を募集します

【訓練の目的】 求職中の方が再就職するために必要なパソコン関連の知識・技術を習得することや、ビジネスコミュニケーションや販売管理の知識習得と資格を取得することにより、職業選択の幅が広がり、早期就職を図ることを目的としています。

【受講対象者】 公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。

【訓練内容】 パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネット活用、マーケティングの知識やビジネスコミュニケーションなど。

【その他】 雇用保険受給資格者などで公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。

雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。

(詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください)

●応募状況により訓練を中止することがあります。

<https://saito-kunren.ac.jp/> をご確認ください →

【訓練説明会・体験会】お申し込みは直接、**西都高等職業訓練校(43-1087)**までご連絡ください。

●実施日：5月13日(月) 午前の部：9時30分～11時50分 午後の部：1時10分～3時30分

●訓練説明会・体験会への参加は、求職活動としてハローワークに認定されます。(定員：午前の部、午後の部 各15人程度)



訓練科名	パソコン・販売基礎科	定員	20人
訓練期間	6月18日(火)～9月17日(火) ※3カ月		
訓練時間	午前9時～午後3時50分 毎週平日(祝日・訓練休を除く)		
訓練場所	西都高等職業訓練校(西都市大字三宅2215番地) 電話：43-1087		
費用等	教材費 9,350円、職業訓練生総合保険料(3カ月 3,100円 任意) 自己負担		
受講料	無料(ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります)		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所でご相談の上、 <b>入校申込書</b> を提出してください。		
募集期間	4月3日(水)～5月20日(月)		
選考日	5月28日(火) ◎受付 午前9時30分～9時50分(遅刻・欠席の場合は辞退とみなします) ◎適性検査・面接 午前10時～12時30分(人数によって異なります) ※携帯品・・・筆記用具(鉛筆3本)、上履き(スリッパなど)をご持参ください。		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 ※無料駐車場あります。		

### 【取得可能な資格】

- ・リテールマーケティング(販売士)検定3級
- ・コンピュータサービス技能評価試験  
ワープロ技士・表計算技士(3級・2級)  
情報セキュリティ技士(単一級)

※各受験は進捗状況により随時可能

### 【カリキュラム内容】

文書作成、表計算、インターネット活用、情報モラル・セキュリティ、プレゼンテーション、販売管理、ビジネスコミュニケーション、就職支援など

### 【総訓練時間 343時間(58日間)】

学科133時間、実技210時間

※訓練修了するには学科、実技の訓練設定時間のそれぞれ80%以上の受講が必要です。詳しくは訓練校までお尋ねください。

実施主体：宮崎県立産業技術専門校

電話 42-6509、FAX 42-6511

●お問合せ先 (ハローワーク高鍋) 23-0848

(ハローワーク宮崎) 0985-23-2245

(文書取扱：商工観光課)

創業や事業承継をご検討されている皆さまへ

## 【第1期】西都市創業等支援事業補助金申請の募集について

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者（全ての要件を満たすこと）
  - (1) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと。
  - (2) 週5日以上事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を行うこと。
  - (3) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること。
  - (4) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること。
  - (5) 市税などの滞納がないこと。
2. 補助対象となる主な業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、情報サービス業、生活関連サービス業など  
※キャバレー、スナック、バーなど一部対象とならない業種があります。
3. 補助対象経費 創業等に必要官公庁への申請書類作成に係る経費、事業所などの借入費、設備費、広報費、委託費など
4. 補助金の額 補助対象経費または以下の補助基本額および加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

補助基本額	50万円	
加算額	補助金の交付申請日に50歳未満の者が行う創業等または西都市地域おこし協力隊員が行う創業等	50万円
	市で指定する業種で行う創業等	30万円
	市で指定する中心市街地エリアで行う創業等	30万円

5. 補助申請の募集期間 **4月1日（月）から30日（火）まで（募集期間外の申請は受付できません）**
6. その他
  - (1) 条件によって補助金額が変わる場合があります。事業申請前に必ず商工観光課または一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）へご相談ください。※KOKOKARAは土日祝日も営業しております。
  - (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。選考委員会の開催は、**5月下旬ごろ**の予定です。
  - (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（すでに開業している、事業所などの賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事をすでに開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
  - (4) 今後、**年間5回程度**の募集を予定しています。
7. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係 TEL：32-1011  
一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA TEL：32-6242

（文書取扱：商工観光課）

## 療育手帳巡回相談の実施について

宮崎県中央児童相談所による療育手帳巡回相談が次のとおり行われます。

【相談内容】療育手帳の再判定を相談対象とします。その他の相談は、児童相談所・福祉子どもセンターの担当までご相談ください。

【実施月】年5回 6月21日・11月22日は西都市役所内  
4月26日は都農町（都農町社会福祉協議会）  
7月26日は高鍋町（高鍋町役場内）  
12月20日は川南町（川南町役場総合福祉センター）  
※西都市内にお住まいの方でも児湯郡会場で相談することができます。

【対象者】児童相談所・福祉子どもセンターへの来所が困難な方（※交通手段がない方、疾病などにより移動に困難を要する方など）

【申込先】福祉事務所 障害福祉係 電話：43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

## 宮崎県中央発達障害者支援センター 出張相談について

市では毎週1回、宮崎県中央発達障害者支援センターによる出張相談が開催されています。ご希望の方は、以下の【予約・問合せ先】へお問合せください。

【日時】毎週火曜日 午前10時～午後4時（予約制）

【場所】社会福祉法人晴陽会 フリースペースうからや

住所：西都市妻町2丁目53-2

【対象者】発達障害をもつ方や発達障害の疑いのある方  
その家族または関係する方。

【予約・問合せ先】宮崎県中央発達障害者支援センター（0985-85-7660）

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 障がいのある方の就職や 企業の障がい者雇用の相談に応じます

「たかなべ障害者就業・生活支援センター」では障がいのある方の就業などの相談を行っています。相談をご希望の方は、以下の【申込・問合せ先】までご連絡ください。

【対象者】障がいのある方やそのご家族の方、企業の方

【相談内容】障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用に関する相談など

【申込・問合せ先】たかなべ障害者就業・生活支援センター  
電話：32-0035

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）



## 西都市地域子育て支援センターつばさ館

子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊んだりできる交流の場です！！（利用料は無料です） ぜひ遊びに来てくださいね☆

### < 4月の行事予定 >

- 1日（月）4月の制作（今月中随時）
- 5日（金）リトミック♪（予約制） AM10:30頃～
- 8日（月）給食試食会①（予約制） ※1食350円
- 9日（火）英語であそぼう（予約制） AM10:30頃～
- 10日（水）助産師さんに聞いてみよう①（予約制） AM10:00～12:00  
（身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します）
- 11日（木）誕生会（4月生まれ）（予約制） AM10:30頃～
- 16日（火）ベビーフォト体験会・7組10:00～15:00の間（各回30分）  
※参加費500円
- 19日（金）つばさ館カフェ①（予約制） AM10:30頃～※参加費200円
- 22日（月）助産師さんに聞いてみよう②（予約制） AM10:00～12:00
- 23日（火）給食試食会②（予約制） ※1食350円
- 25日（木）アタッチメントベビーマッサージ（予約制）  
※参加費:500円（オイル代込み） AM10:30頃～
- 26日（金）つばさ館カフェ②（予約制） AM10:30頃～※参加費200円
- 30日（火）親子クッキング（予約制） AM10:30頃～※参加費150円

※2回開催する行事は、どちらか1回の参加をお願い致します。

**※行事予約は【オンライン予約】となります。**

### ◆支援センターつばさ館概要

【住所】西都市白馬町3番地（認定こども園こどもの家敷地内）  
※駐車場は横にあります。

【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079

【利用時間】月～金 午前9時～午後3時  
土曜 午前9時～12時  
※育児相談可

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談をお受けします（随時）

【一時保育】料金・時間は1時間単位（1時間350円、2時間700円、  
3時間1,050円、4時間1,200円）です。  
詳しくはお電話ください。

【育児情報誌】毎月1回 活動内容の情報発信（つばさ館便り）

### 【オンライン予約システム】



左の二次元コードからアクセスしてください。  
予約は4月2日（火）午後3時から受付開始です。

（文書取扱：福祉事務所）